

○飯塚市交通遺児を支える会補助金交付要綱

平成25年3月19日

飯塚市告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、福岡県交通遺児を支える会が行う事業に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、交通遺児及びその家族への支援を行うために要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(実績報告の提出)

第4条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)が完了したときは、補助事業完了後すみやかに規則第13条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第5条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。